

## 〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
竹田眼科医院	医療法人聖泉会	人吉市南泉田町 70-3	平成 14 年 9 月 16 日
坂梨ハートクリニック	坂梨 俊彦	阿蘇郡阿蘇町小里 249-2	平成 14 年 8 月 31 日
島子ごとう医院	後藤 幸正	天草郡有明町大島子永田 1990-1	平成 14 年 8 月 31 日

## 〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
新名歯科医院	新名 正明	人吉市城本町 526-17	平成 12 年 3 月 26 日
中津歯科医院	中津 継夫	水俣市袋 365-5	平成 14 年 8 月 24 日

## 〔薬局〕

薬局名称	開設者	薬局所在地	廃止年月日
有限会社ひなぎく薬局	有限会社ひなぎく薬局	菊池郡合志町幾久富 1758-152	平成 14 年 8 月 31 日

## 熊本県告示第 852 号

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項  
熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項（昭和 49 年熊本県告示第 540 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「処分を受けた者」の次に「又は軽油引取税の滞納があつてその完納の見込みがないと地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）が認める者」を加える。

第 4 条中「地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を「地域振興局長等」に改める。

## 附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- 改正後の第 2 条の規定は、平成 13 年度に調定した税額に係る軽油引取税特別徴収事務取扱交付金から適用する。

## 公 告

## 熊本県公告第 799 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があつたので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらし館国府店  
熊本県熊本市国府三丁目 28 番 28 号
- 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 11 時